

2014年2月6日

NHK 経営委員会御中

改めて靱井NHK会長の罷免を求める申し入れ（回答要望付き）

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティ
共同代表 湯山哲守・醍醐 聰

貴委員会におかれましては、日頃より、NHK の公共放送として充実をはかるためご尽力されていることと存じます。

当会は1月27日に貴委員会宛に文書を提出し、その中で次の3点を申し入れました。

1. 1月25日に開かれた会長就任の記者会見の場で一連の発言によって、NHK 会長の職に不適格な人物であることが明瞭になった靱井勝人氏を NHK 会長職から解任するか、靱井氏に辞職を勧告していただくこと。
2. 会長就任早々、言論・報道機関の責任者としての自覚のなさをさらけ出す発言をするような人物を選任した貴委員会の任命責任を十分に協議され、その議事録を全面的に公開していただくこと。
3. 現在の NHK 会長選考のシステムを、視聴者に開かれた、より透明なものにするよう抜本的に改革するための第一歩として、NHK 会長選考のあるべき仕組みについて、広く視聴者から意見を求める機会（パブリックコメントや公聴会の開催）を近々に設けていただくこと。

以上のような申し入れをして以降、1月28日に開催された貴委員会での靱井会長発言をめぐる審議の様子が報道され、さらに1月31日には衆議院予算委員会に靱井会長が招致されて、質疑が交わされました。これらの新たな情報にもとづいて、改めて後掲の申し入れをいたします。これらについて、27日付けの上記の3点の申し入れと併せ、2月15日までに別紙宛に文書で回答をお送りくださるようお願いいたします（先日の申し入れでは2月10日までに回答をいただくようお願いしましたが、上記2, 3の申し入れと今回の申し入れに対するご回答を2月15日までと変更させていただきます）。

靱井会長は1月25日の記者会見で、NHK が行う国際放送に関し、「領土問題については明確に日本の立場を主張するのは当然のこと。政府が右と言うことを左と言うわけにはいかない」と発言されました。こうした発言は「放送法」第65条で定められた、NHK が実施する国際放送は、明文にあるとおり、総務大臣から NHK に対する要請であって、NHK から言えば、それに応じるよう努める努力目標であって義務ではないこと、応じる場合も、放送番組の編集の自由に配慮すべきことをまったく理解しないものでした。

ところが靱井氏は1月31日の国会での質疑において、この点を質された場面でも、国際放送は NHK の義務かのように答弁し、「右」「左」を「赤」「白」に訂正するという意味不明の答弁

をしました。

また、25日の会見での発言のどの部分を撤回したのかについても、「従軍慰安婦」に関する部分だけだったのかのような答弁をする一方、「全部取り消した」とも発言し、正確な真意はいまだ不明のままです。

国会での靱井会長の答弁は終始、背後に控えたNHK職員から差し出されるメモを頼りにしたもので、「放送法」はもとより、公共放送に関する同氏の理解の欠落が露呈したものでした。

これらの発言に接したNHK幹部からは「あの従軍慰安婦発言は無知すぎる。同じ組織の人間として恥ずかしい」という感想が出され、ある経営委員は「個人的な発言なので今回は支える。だが、2度目はない」と発言したと伝えられています（『西日本新聞』2014年1月28日）。

しかし、NHK会長に「見習い期間」や「試行期間」があるわけではありません。就任後は即、その言動にNHKのトップとしての責任が問われるのです。

貴委員会はひとまず個人的見解として收拾するとされましたが、貴委員会内の指名部会で同意された「会長資格要件」は選考時点での靱井氏の個人的見識なり資質なりを問うたものですから、「従軍慰安婦はどここの国でもあった」と述べて当時の政府や軍が関与した戦時性暴力を是認するかなのような靱井氏の個人的見解こそが問われなければならないのです。当会は、そのような人権意識の持ち主が「放送を公共の福祉に適合するように規律し」、「放送が健全な民主主義の発達に資するようにする」（「放送法」第1条）職責を担えるとは到底、判断できません。

申し入れ

「放送法」は第55条で、「経営委員会は、会長、監査委員若しくは会計監査人が職務の執行の任に堪えないと認めるとき、又は会長、監査委員若しくは会計監査人に職務上の義務違反その他会長、監査委員若しくは会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる」と定めています。

当会は上記のような理由から、靱井勝人氏はNHK会長の「職務の執行の任に堪えない」人物であると判断し、同氏をNHK会長職からすみやかに罷免するよう求めます。

以上